

平成 29 年 2 月 17 日

岩手県防災会議幹事会議 議長 様

岩手県防災会議幹事会議

河川・土砂災害防災分科会 座長 平野 直

河川・土砂災害防災分科会検討結果について

本分科会に依頼のあった下記検討事項について、別添のとおり取りまとめましたので報告します。

記

検討事項 水位周知河川の指定、浸水想定区域図の作成、タイムラインの作成、土砂災害警戒区域の設定などについて検討すること。

新たな風水害に対応した
河川・土砂災害防災に関する
ソフト施策の強化について

河川・土砂災害防災分科会報告

平成 29 年 2 月 10 日

目 次

《河川防災対策編》

- 1 水位周知河川の指定の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 洪水浸水想定指定の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 3 タイムラインの作成・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

《土砂災害防災対策編》

- 1 土砂災害警戒区域優先指定箇所を選定及び効率的な
基礎調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 2 要配慮者利用施設等に対する土砂災害関連情報の効
果的な周知・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

《河川防災対策編》

[基本方針]

「水位周知河川の運用」を軸とした河川に係る防災体制の構築

1 水位周知河川の指定の推進

(1) 制度内容の周知

◇現状と課題

※出典：岩手県防災会議幹事会 地域防災体制分科会（H28.12）資料

- ・ 制度が関係機関、住民に十分に理解されていない。
- ・ 避難勧告等発令基準の明確化が必要。【市町村】
- ・ 専門的部署、専任者が配置できていない。【市町村】

◇具体的取組

① 関係機関、住民への制度内容の周知【県・市町村】

⇒ 市町村の防災担当者が会する洪水予報水防連絡会、災害情報協議会、減災対策協議会等において、制度内容の周知を実施する。《継続・強化》

※平成29年1月13日「災害情報協議会」開催済

⇒ 国、県、市町村長により構成する減災協議会を平成29年5月までに設立。協議会においては、今後5年間で実施する取組を決定するとともに、その取組状況についてフォローアップを実施する。《新規》

補足資料1参照 P5～6

⇒ 広域振興局土木部等において、毎年出水期前に、県と市町村の防災担当者による連絡会議を開催し、制度内容の周知及び情報の共有を図る。《新規》

⇒ 様々な住民説明会の場や県ホームページ上において、制度内容の説明の充実を図る。《継続・強化》

② 市町村への避難勧告等発令の支援【国・県・専門家】

⇒（第1分科会：地域防災体制分科会検討内容）

台風等、災害の発生が予測される場合には、气象台、河川管理者、県の防災関係課、専門家等による「風水害対策支援チーム」（仮称）を設け、雨量や流域雨量指数、河川水位などの防災情報や知見を共有するとともに、市町村長が避難勧告等の発令を判断する上で参考となる助言内容の検討を行う。《新規》

③ 全庁をあげた防災体制の構築【市町村】

⇒（第1分科会：地域防災体制分科会検討内容）

大規模な災害に備え、情報を収集・分析する組織、一般住民からの情報や問い合わせに対応する組織、避難勧告等の情報を住民へ伝達する組織に分けるなど、防災担当課だけではなく、全庁（市町村の組織全体）をあげた体制を整備する。《新規》

(2) 関係機関への伝達手段

◇現状と課題

- ・ 県から町へ伝達した水位到達情報が、担当者から市町村長に伝わらず、避難勧告の発令がないまま被害の拡大を生じる事態が発生した。
- ・ 水位到達情報の伝達手段がファクシミリであり、平成28年の台風の際には、多数の水位観測局で基準水位を超過したため、特に県庁から関係機関への伝達において、回線が混雑し遅れを生じた。
- ・ 水位・雨量情報をリアルタイムで提供している河川情報システムのホームページにおいて、平成28年8月の台風第10号の際にアクセスが集中し、一時的に閲覧できない状況が生じた。

◇具体的取組

① 伝達体制の強化【県・市町村】

⇒ 水位周知河川において、河川管理者から市町村長（防災担当幹部職員）へ河川情報を直接電話連絡（ホットライン）する体制の構築を平成29年度に行う。《新規》

補足資料2参照 P7

② 水位到達情報の伝達手段の改善【県】

⇒ 県庁から関係機関（報道機関等）への伝達手段を、従来のファクシミリによる伝達から、河川情報システム及びメールによる伝達に改め、平成29年5月に開催予定の水防協議会に諮ったうえで水防計画に反映し運用を行う。《継続・強化》

- ⇒ 河川情報システムのサーバーの増強を平成 29 年 5 月までに行い、アクセス環境を強化する。《新規》
- ⇒ 様々な住民説明会の場や県ホームページ上において、河川水位到達情報を配信する「いわてモバイルメール」への登録を促し、住民の主体的な避難の促進を図る。《継続・強化》

(3) 水位周知河川の指定の推進

◇現状と課題

- ・ 平成 29 年 2 月現在、28 河川 32 区間で指定済み（うち 27 河川 31 区間で運用中）。
補足資料 3 参照 P11
- ・ 近年の度重なる豪雨災害により、水位計の設置や水位周知河川の指定が必要な河川が増加している。

◇具体的取組

補足資料 1 参照 P 5

① 水位周知河川の指定の推進【県】

- ⇒ 指定区間の選定規準に、従来の「人口や資産が集中する区間」、「過去に浸水被害が発生した区間」、「防災に関するニーズが高い区間」に、「防災拠点（役場等）を含む区間」を追加する。《継続・強化》
- ⇒ 水位計の設置計画および水位周知河川の指定 5 年計画について、減災協議会において市町村の意見を伺いながら、平成 29 年 12 月までにとりまとめ、指定を推進する。
《新規》
- ⇒ 平成 28 年の台風第 10 号により甚大な浸水被害のあった岩泉町小本川において、平成 29 年 5 月までに、水位周知河川の指定を行う。また、小本川上流部において平成 29 年度中に水位計の設置を行う。《新規》
- ⇒ 東日本大震災津波により水位観測地点が感潮区間となったため運用休止中の山田町関口川において、平成 29 年度中に水位計の移設を行い、運用を再開する。《新規》

(4) 水位情報の避難への活用

◇現状と課題

※出典：北上川上流洪水減災対策協議会（H28.8）資料

- ・ **低い避難率**（平成 19 年 9 月洪水の避難率 15%）により、浸水による孤立や救助を必要とする住民が多数発生するおそれがある。
- ・ 特に近年大きな被害が無い地域においては、**住民の水害に対する防災意識が低下**しており、的確な避難行動が困難になるおそれがある。

◇具体的取組

① 洪水時に住民等へ提供する情報の充実【県・市町村】

- ⇒ 住民の主体的な避難を促進するため、水位周知河川における水位観測地点の河川水位を撮影する**水位監視カメラの設置**を行い、**河川情報システム**により配信する。《新規》
- ⇒ 水位監視カメラの設置は、平成 29 年度までに、水位周知河川指定の基準観測所に設置することとする。水位周知河川として運用中の 31 箇所、平成 29 年 5 月までに新たに指定を予定する小本川、運用を再開することとしている関口川の 2 箇所を加え、**全 33 箇所を当面の目標**とする。《新規》
- ⇒ 住民の主体的な避難を促進するため、簡易に現地水位を目視確認できる**量水標の設置**を推進する。量水標の設置にあたっては、**地域住民の意見や市町村の防災担当と調整**を行いながら**設置場所の選定**を行う。《継続・強化》
- ⇒ **市町村独自の取組（水位計、量水標、水位監視カメラ等の設置等）の促進**を図る。

② 要配慮者施設の避難体制の把握及び説明会の実施【国・県】

- ⇒ 平成 29 年 3 月までに県内全ての要配慮者利用施設の管理者を対象に説明会を開催し、河川情報等に関する理解を深めていただき、避難体制の強化を促進する。《新規》
 - ※ 要配慮者利用施設とは、台風第 10 号の災害を踏まえ、厚生労働省所管（高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等）施設とする。

(補足資料1) 水位周知河川の指定の推進

(1) 国、県、市町村長により構成する減災協議会の設立

- ・ 昨年8月の台風10号や、平成27年9月の関東・東北豪雨など、近年の雨の局地化・集中化・激甚化を踏まえ、住民の早目の避難に資する「ソフト対策」と、洪水氾濫が発生しても被害を軽減する「ハード整備」を一体的に推進するため協議会を設置

・ 減災協議会を平成29年5月までに設立。

※ 以下の3圏域において減災協議会を設立（全33市町村対象）

- ① 北上川上流減災対策協議会
- ② 三陸圏域減災対策協議会（仮称）
- ③ 馬淵川米代川新井田川圏域減災対策協議会（仮称）



国、県、市町村において、
 ・ 現状の水害リスク情報の共有
 ・ 現状の取り組み状況の共有
 ・ 今後、5年間で実施する取組（ソフト対策）

※ 協議会スケジュール（案）

- ① H29.4～5 第1回協議会
- ② H29.5～11 （複数回予定）幹事会（担当課長レベル協議）
- ③ H29.12 第2回協議会

→ 5年間で実施する取組の決定、公表

(2) 水位周知河川の指定の推進

選定基準

- ア) 人口、資産の集中する区間
- イ) 過去に浸水被害の発生した区間
- ウ) 防災に関するニーズが高い区間
- エ) 防災拠点（役場等）を含む区間

今回追加

① 水位計設置、水位周知河川の指定5カ年計画（H29～H33）の作成

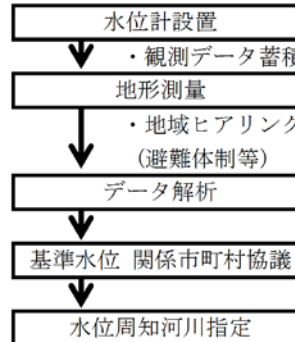
・ 上記の減災協議会において決定の予定

- ・ 今後5カ年の水位周知河川指定数（案）
 （現状）28河川 32区間 指定済み
 （H29.5）小本川指定予定
 （5カ年（H29～H33））
 15～20 河川・区間の指定を目標

水位周知河川へ指定後の施策

- ・ 洪水浸水想定区域の指定
- ・ ホットラインの体制構築
- ・ タイムラインの作成
- ・ 水位監視カメラの設置

※（参考）水位周知河川指定までの流れ



② 水位周知河川に指定されていない河川での対応

- ・ 簡易に水位を目視確認できる量水標の設置の推進
- ・ その他、市町村独自の取組（水位計、量水標、水位監視カメラの設置等）の促進

(別紙)

○減災協議会の設置(案)について

協議会設置単位の考え	<ul style="list-style-type: none"> ・北上川圏域(岩手県内、一級河川)：既設の直轄北上川上流協議会を拡大して、北上川圏域全体及び一関市を流下する二級河川を一つの協議会で実施。 ・三陸圏域(岩手県内、二級河川)：三陸圏域内の全ての県管理二級水系を一つの協議会で実施。 ・馬淵川・米代川・新井田川圏域：岩手県が管理する(一級水系)馬淵川水系、米代川水系、(二級水系)新井田川水系を一つの協議会で実施。 		
協議会の名称	主な対象河川名	構成員名	協議会の進捗状況
北上川上流洪水減災対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 【一級水系】北上川水系 北上川、岩崎川、猿ヶ石川等 【二級水系】大川水系 大川等 津谷川水系 津谷川 184河川 	※既存構成員に変更なし 県：総務部長、県土整備部長 市町村：15首長 (盛岡市長、奥州市長、花巻市長、北上市長、遠野市長、一関市長、滝沢市長、八幡平市長、雫石市長、岩手町長、平泉町長、紫波町長、矢巾町長、西和賀町長、金ヶ崎町長) 国：岩手河川国道事務所長、北上川ダム統合管理事務所長、盛岡気象台長	第1回協議会：H28. 5.17 (開催済み) 第2回協議会：H28. 8.29 (開催済み) (予定) 第3回協議会：H29. 4～5月 第4回協議会：H29.12月 (県管理区間分の取組方針策定)
(仮称)三陸圏域洪水減災対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 【二級水系】久慈川水系、小本川水系、閉伊川水系、甲子川水系、気仙川水系等 42水系99河川 	(予定) 県：総務部長、県土整備部長 市町村：13首長 (宮古市長、大船渡市長、久慈市長、陸前高田市長、釜石市長、住田町長、大槌町長、山田町長、岩泉町長、洋野町長、田野畑村長、普代村長、野田村長) 国：盛岡気象台長	(予定) 第1回協議会：H29. 4～5月 第2回協議会：H29.12月 (取組方針策定)
(仮称)馬淵川米代川新井田川圏域洪水減災対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 【一級水系】馬淵川水系 馬淵川等 米代川水系 米代川等 【二級水系】新井田川水系 雪谷川等 29河川 	(予定) 県：総務部長、県土整備部長 市町村：6首長 (二戸市長、八幡平市長、葛巻町長、軽米町長、九戸村長、一戸町長) 国：盛岡気象台長	(予定) 第1回協議会：H29. 4～5月 第2回協議会：H29.12月 (取組方針策定)



(補足資料2) ホットライン体制の構築

(1) 河川管理者から市町村長等へ河川情報を直接電話連絡する体制の整備

- ・ 現在、水防法に基づき水防警報の発令および水位到達情報の通知を実施しているが、これに加えホットラインの体制を構築するもの
- ・ **減災協議会において決定の予定**
- ・ ホットライン体制（案）

水位周知河川において
避難判断水位を超過又は
超過のおそれ

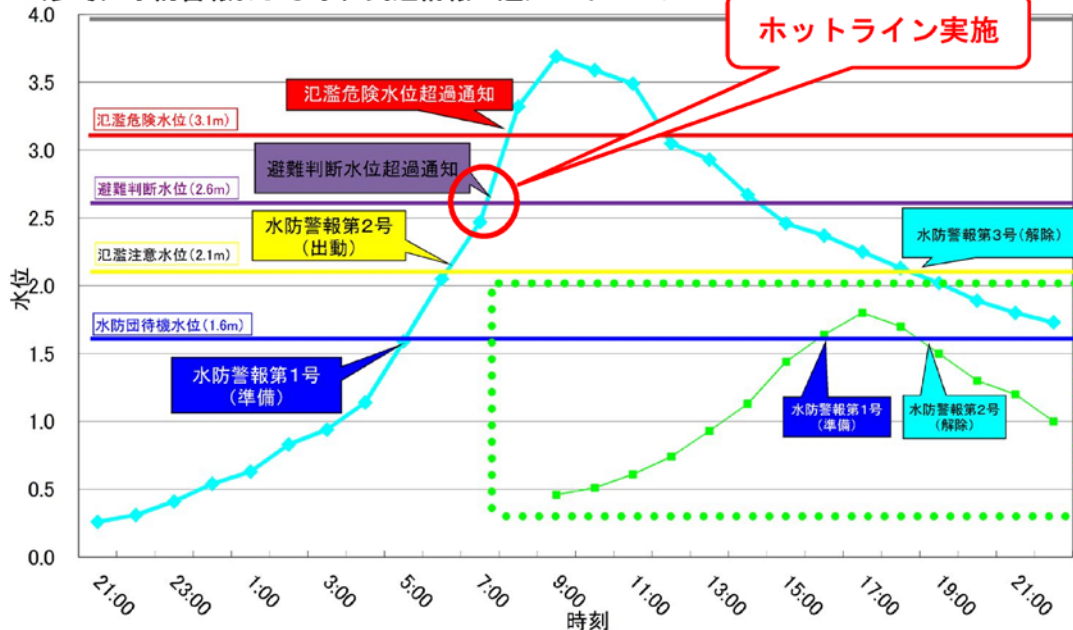
河川管理者

水位到達情報等の河川
情報を電話にて連絡

市町村長
(防災担当幹部職員)

- ・ ホットライン運用ルール（案）
 - ア) ホットラインの内容は、水位到達情報、堤防等河川管理施設の留意すべき状況等
 - イ) 連絡は、避難判断水位を超過した1回のみとし、これ以降は担当者間で情報伝達を行う。
 - ウ) ホットライン体制の運用について市町村と十分調整を行う。

(参考) 水防警報および水位到達情報の通知のイメージ



2 洪水浸水想定区域の指定の推進

(1) 制度内容の周知

※ 前述と同じ (P1 参照)

(2) 洪水浸水想定区域の指定の推進

◇現状と課題

- ・ 平成 29 年 2 月現在、16 河川で指定済み。
補足資料 3 参照 P11
- ・ 平成 27 年の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域指定済みの区間において、想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域への見直しを行う必要が生じた。
- ・ 北上川水系の国管理区間において、平成 28 年 6 月に想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定がなされたことにより、従来の計画規模で指定済みの県管理河川における洪水浸水想定区域との差異が生じた。市町村がハザードマップを作成および住民へ周知を行うにあたり、この差異を解消する必要がある。
- ・ 近年の度重なる豪雨災害により、洪水浸水想定区域の指定が必要な河川が増加している。

◇具体的取組

補足資料 3 参照 P10

① 洪水浸水想定区域の指定の推進【県】

- ⇒ 洪水浸水想定区域の指定 5 カ年計画について、減災協議会において市町村の意見を伺いながら、平成 29 年 12 月までにとりまとめる。なお、可能な限り計画を前倒しし、市町村のハザードマップ作成を支援していく。《新規》
- ⇒ 平成 28 年の台風第 10 号により甚大な浸水被害のあった岩泉町小本川において、平成 29 年 12 月までに、洪水浸水想定区域の指定を行う。《新規》
- ⇒ 北上川水系の河川については国管理区間における想定最大規模の洪水浸水想定区域と、隣接する県管理区間の計画規模の洪水浸水想定区域との差異を解消するため、平成 29 年度中に県管理区間の 10 河川において想定最大規模の洪水浸水想定区域への見直しを実施する。《新規》

② 浸水実績図の提供【県】

- ⇒ 地域の水害リスクを簡易的に把握するため、平成 28 年の台風第 10 号等による浸水実績図をとりまとめ、平成 29 年 3 月までに関係市町村へ提供およびホームページ上で公開し、住民の防災意識醸成や市町村の避難計画の作成を支援する。《新規》

(3) 洪水浸水想定区域の避難への活用

◇現状と課題

※ 前述と同じ (P 3 参照)

◇具体的取組

① 洪水時に住民等へ提供する情報の充実【県】

⇒ 作成した洪水浸水想定区域図をホームページ上で公開し、広く周知する。《継続・強化》

② 要配慮者施設の避難体制の把握及び説明会の実施【国・県】

※ 前述と同じ (P 4 参照)

(補足資料3) 洪水浸水想定区域の指定の推進

(1) 現状・課題の整理および方向性

- ・ 水位周知河川において指定の義務（水防法第14条）
- ・ 市町村のハザードマップの基礎
- ・ 平成27年の水防法改正により、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定が位置付け。それ以前は、計画規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定。
- ・ 平成28年6月に、北上川水系の国管理区間において、想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定。
- ・ 県管理河川においては、現在、16河川において指定済（全て計画規模の洪水浸水想定区域）



洪水浸水想定区域の指定の推進に関する方向性

- (1) 北上川水系において国管理区間と接続する県管理区間との整合
 - ① 新規指定
 - ② 想定最大規模への見直し
- (2) 水位周知河川の指定に合わせた洪水浸水想定区域の指定
 - ① 新規指定
 - ② 想定最大規模への見直し

(2) 洪水浸水想定区域の指定の推進

① 洪水浸水想定区域の指定5カ年計画（H29～H33）の作成

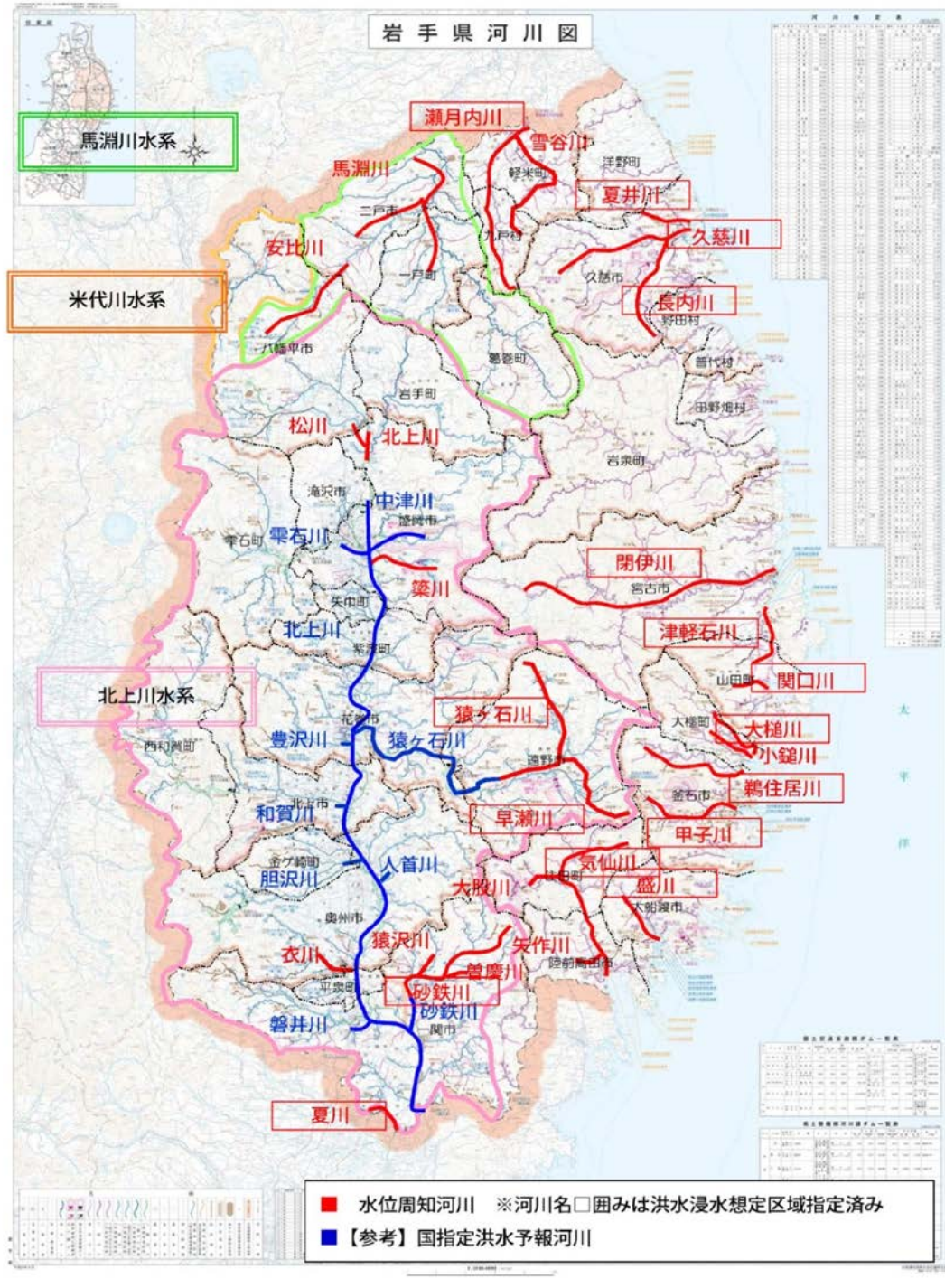
- ・ **減災協議会において決定の予定**
 - ・ 今後5カ年の洪水浸水想定区域指定数（案）
 - （現状）16河川 指定済み
 - （H29より） 北上川水系の国管理区間と接続する県管理区間における想定最大規模への見直し 10河川
 - （H29.12まで）小本川指定予定
- （5カ年（H29～H33））**
15～20 河川の指定を目標（新規指定及び想定最大規模への見直し）

② 洪水浸水想定区域が指定されていない河川の対応

- ・ 台風第10号等における浸水実績図を平成29年3月までに関係市町村へ提供およびホームページ上での公開

(別紙)

○水位周知河川および洪水浸水想定区域の指定状況



3 タイムラインの作成

(1) タイムラインの作成

◇現状と課題

※出典：岩手県防災会議幹事会 地域防災体制分科会（H28.12）資料

- ・ 災害対策本部における人員の限られた職員の中で厳しい状況【市町村】
- ・ 情報の分析や対応等を行う上で職員の専門性に限界がある。

◇具体的取組

補足資料4参照 P13

① タイムラインの作成【県・市町村】

⇒ 「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を、全ての水位周知河川において、平成29年度に市町村と連携して作成し運用する。《新規》

(補足資料4) タイムラインの作成

(1) 水位周知河川における防災行動計画「タイムライン」の作成

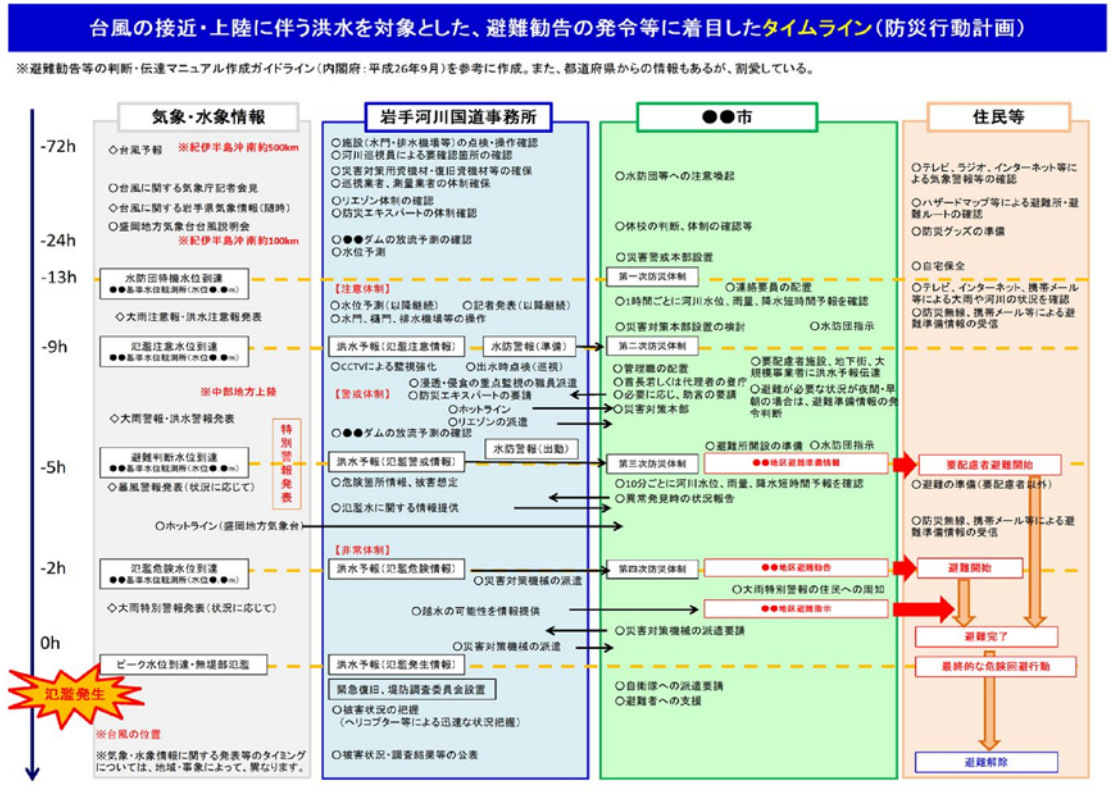
- ・ 減災協議会において決定の予定
- ・ タイムラインの作成について (案)

平成29年度 減災協議会の協議を経て、全ての水位周知河川においてタイムラインの運用を開始

・ 作成スケジュール (案)

- ① H29.4~5 減災協議会において、タイムライン (案) を提示
 - 【県】 岩手県地域防災計画および岩手県水防計画等より、取るべき行動を抽出・整理
 - 【市町村】 県の作成した案をもとに、各市町村の防災体制を確認し、時系列で整理
- ② H29.5~11 各市町村により、タイムライン (案) を作成し運用を開始

※タイムラインのイメージ



《土砂災害防災対策編》

土砂災害防災に係る現状・課題と具体的取組

現状・課題

1 土砂災害警戒区域優先指定箇所を選定及び効率的な基礎調査の実施

- (1) 県内の土砂災害危険箇所数は 14,348 箇所、このうち 1 月末時点における土砂災害警戒区域の指定は 4,727 箇所 (32.9%) と **指定率が低い状況**。
- (2) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者施設は 337 施設 (H22 調査時点)、このうち 1 月末時点で 249 施設 (73.9%) の基礎調査を終え、161 施設 (47.8%) が指定済。
- (3) 早期指定完了に向けて計画的かつ効率的に基礎調査を進める必要があるが、特に台風第 10 号の教訓等を踏まえ、**要配慮者利用施設対策に重点的に取り組む必要**。
- (4) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について、既存データが 5 年以上経過しているため、**現況施設数等を再確認**する必要。
- (5) 市町村において、**指定後の警戒避難体制の整備が遅れている**状況。

2 要配慮者利用施設等に対する土砂災害関連情報の効果的な周知

- (1) 県では、様々な**防災情報** (※) を公表・提供しているが、必ずしも**住民の迅速かつ自主的な避難行動に結びついていない**状況。
(※土砂災害警戒区域等の公表、土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度参考情報の提供等)
- (2) 住民側が防災情報を正しく判断し有効に活用できるよう、「行政側の知らせる努力と住民側の知る努力」すなわち「**防災知識の普及・啓発**」に、より一層取り組む必要。
- (3) 特に、緊急時に自力で避難することが困難な**要配慮者利用施設への対策**が喫緊の課題。

具体的取組

1 土砂災害警戒区域優先指定箇所の選定及び効率的な基礎調査の実施

(1) 平成 31 年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了【県】

⇒ 予算を別枠で優先的に確保し従来の約 2 倍のペースで調査を進め、国が目標とする平成 31 年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了させる。《継続・強化》 **補足資料-1**

(2) (3) 要配慮者利用施設が立地する箇所における基礎調査及び土砂災害警戒区域の指定を優先実施 【県】

⇒ 国の動向等を踏まえ、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先し平成 29 年度までに基礎調査を完了させ、順次公表及び区域指定を進める。《継続・強化》

(4) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について現況施設数等を再確認し今後の施策に反映 【県】

⇒ 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について、県保健福祉部局等と連携のうえ平成 28 年度中に最新の施設数や種別等を再確認し、今後の施策に反映させる。《新規》

(5) 警戒避難体制の整備促進 【県・市町村】

⇒ 各市町村における警戒避難体制の整備状況（地域防災計画への反映や土砂災害 ハザードマップの作成状況等）について、年 1 回、進捗管理を行い、各種会議等の場で公表し情報共有を図るとともに、未整備の市町村に対して早期の整備を強力に要請していく。《新規》 **補足資料-2**

※ 上記(1)~(5)は「現状・課題」の(1)~(5)に対応

土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定状況（市町村別）

（平成29年1月末現在）

市町村	危険箇所数	調査完了数		指定区域数	
		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
			特別警戒区域		特別警戒区域
盛岡市	596	380	322	319	263
宮古市	1,322	653	624	263	255
大船渡市	940	513	484	496	470
花巻市	591	353	329	212	197
北上市	270	192	178	165	154
久慈市	645	324	269	168	132
遠野市	786	528	497	106	98
一関市	1,415	881	843	425	415
陸前高田市	665	529	481	409	371
釜石市	1,025	675	628	264	245
二戸市	429	276	257	139	134
八幡平市	169	94	86	8	7
奥州市	944	362	342	203	188
滝沢市	30	22	20	16	15
雫石町	143	119	102	111	94
葛巻町	358	193	187	153	149
岩手町	259	219	209	22	21
紫波町	113	102	97	102	97
矢巾町	9	5	3	6	4
西和賀町	200	178	170	149	141
金ヶ崎町	64	63	62	42	42
平泉町	97	93	92	65	65
住田町	520	198	189	193	184
大槌町	493	152	148	51	50
山田町	253	234	222	136	130
岩泉町	1,037	429	410	180	169
田野畑村	162	139	131	36	35
普代村	83	37	14	35	-
軽米町	148	37	35	37	35
野田村	47	24	12	23	11
九戸村	89	67	64	66	63
洋野町	111	66	59	37	31
一戸町	335	213	196	91	88
総数	14,348	8,350	7,762	4,727	4,352
		58.2 %		32.9 %	

【参考】土砂災害警戒区域等の指定状況

（平成28年12月末現在）

	危険箇所数 (A)	指定区域数 (B)	指定率 (B/A)
岩手県	14,348	4,727	32.9
東北六県（平均）	47,560(7,927)	23,445(3,908)	49.3
全国（平均）	651,321(13,858)※	462,376(9,837)	71.0

※土砂災害警戒区域の総区域数の推計

2 要配慮者利用施設等に対する土砂災害関連情報の効果的な周知

(1) (2) (3) 共通

① より分かり易い防災情報の提供 【県】

⇒ 住民等に対してより分かり易い防災情報を提供するため、県のホームページ上で公表している土砂災害危険度参考情報等（※1）の地図情報や操作性等を改善する。〔最新の国土地理院地図の使用、画面切替時の操作性向上など〕（平成 28～29 年度） 《新規》 **補足資料-3**

② 要配慮者利用施設等に対する更なる防災知識の普及・啓発 【国・県】

⇒ 施設管理者が災害のリスクを適切に把握するとともに避難の判断とす
るための防災情報の入手や避難計画の作成等について理解を深めていた
だくことを目的に、国及び県保健福祉部局等と連携し平成 29 年 3 月まで
に「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明
会」を開催する。 《新規》

補足資料-4

③ 土砂災害危険箇所立地する要配慮者利用施設への注意喚起 【県】

⇒ 毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて実施している土砂災害危険箇
所点検パトロールについて、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先点検
箇所として位置付け、施設管理者との合同点検を実施するとともに、点検
結果や県等が公表している防災情報の活用方法等について個別に説明す
る。（平成 29 年度～）

《継続・強化（一部新規）》

⇒ 土砂災害危険箇所立地する要配慮者利用施設に対して、毎年 1 回、土
砂災害への注意喚起を促すダイレクトメールを送付する。 《継続》 **補**

足資料-5

※ 上記(1)～(3)は「現状・課題」の(1)～(3)に対応

※1 降雨量に応じた土砂災害発生の危険度を地図上 5km メッシュ単位（市町村は 1km 単位で閲覧可能）で 5 段階に色分けして表示。土砂災害発生の危険性の高いエリアや切迫性を把握できるため警戒避難の際の参考となるもの。

土砂災害危険度参考情報とは

岩手県土砂災害警戒情報システム

● 危険度参考情報

観測時刻: 2007年09月07日 13時30分

表示範囲: スケール: 全県 [+拡大] [-縮小] [レイヤ指定] 時刻シフト: [戻る] [進む] [時刻指定] [最新]

画面選択

● 土砂災害危険情報

● 危険度参考情報

● レーダー雨量

● 60分間雨量

● 10分間雨量

● 地上観測雨量

● 雨量現況図

● 雨量現況表

● システムの使い方

● 注意点と表示内容

● 操作方法

● 用語の説明

● 凡例

● トップメニュー

地図をクリックするとグラフを表示します。

5kmメッシュで現在の危険度を表示します。

表示色	土砂災害危険度
■	非常に高い
■	高い
■	やや高い
■	低い
■	非常に低い

地図情報や操作性等を改善

岩手県土砂災害警戒情報システム

● 危険度参考情報

観測時刻: 2017年02月07日 09時30分

表示範囲: スケール: 100000 [+拡大] [-縮小] [レイヤ指定] 時刻シフト: [戻る] [進む] [時刻指定] [最新]

画面選択

● 土砂災害危険情報

● 危険度参考情報

● 土砂災害警戒情報

● 発表状況一覧表

● レーダー雨量

● 60分間雨量

● 10分間雨量

● 地上観測雨量

● 雨量現況図

● 雨量現況表

● システムの使い方

● 注意点と表示内容

● 操作方法

● 用語の説明

● 凡例

● トップメニュー

最新の国土地理院地図の使用、画面切替時の操作性向上など

操作が容易

Internet Explorer 11 (IE11) を利用している環境で、地図をクリック時に表示される場合は IE11 の互換表示を有効にしてください。互換表示の設定

「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」の開催概要

【要旨】

県では、台風第10号災害の教訓等を踏まえ、要配慮者利用施設において水害及び土砂災害に対して適切な避難行動がとられるよう、県内全域の福祉施設等（約4,000施設）の管理者を対象に河川・砂防情報等に関する理解を深めていただくための説明会を国と共同で開催するもの。（県：県土整備部、保健福祉部、総務部）

1 経緯

今般の台風第10号により岩泉町の高齢者施設で多数の利用者が亡くなったことを受け、国土交通省は厚生労働省及び自治体と共催し、要配慮者利用施設において水害及び土砂災害に対して適切な避難行動がとられるよう、施設管理者を対象に全国で説明会を開催しているもの。

2 説明会の対象施設

厚生労働省所管の老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設、障害児通所支援事業所、保護施設等。

3 説明会の日時及び対象地区、施設数（予定）

下表のとおり、全9回実施予定

※いずれも14時～16時

日時 ※	地区（会場）	対象市町村	対象施設数（概数）
2月22日(水)	宮古（宮古市文化会館）	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	250
2月23日(木)	大船渡、釜石（三陸公民館）	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町	340
2月28日(火)	二戸（二戸市文化会館）	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	230
3月2日(木)	久慈（久慈市文化会館）	久慈市、普代村、野田村、洋野町	220
3月8日(水)	花巻、遠野（花巻市文化会館）	花巻市、遠野市	380
3月9日(木)	北上（北上市文化交流センター）	北上市、西和賀町	250
3月15日(水)	奥州（奥州市文化会館）	奥州市、金ヶ崎町	450
3月16日(木)	盛岡（盛岡市民文化ホール）	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	1,400
3月22日(水)	一関（一関市文化センター）	一関市、平泉町	420
		計	3,940

4 説明内容

- ・ 防災気象情報の活用について（盛岡地方气象台）
- ・ 河川情報の活用及び入手方法、土砂災害に対する警戒避難について（国土交通省）
- ・ 要配慮者利用施設における利用者の安全確保等について（保健福祉部）
- ・ 避難勧告等発令時の行動について（総合防災室）
- ・ 岩手県が提供している水害・土砂災害に関する情報について（県土整備部）

（※説明項目は、全国共通で実施されているもの）

要配慮者利用施設あて送付したダイレクトメール資料

日頃から住んでいる地域の危険度を把握する

かけや溪流の付近など、土砂災害によって生命や身体に危害を生じるおそれがあると認められる場所は、都道府県が土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等に指定しています。土砂災害のハザードマップ等を参照して、お住まいの場所が土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等に当たるかどうか、あらかじめ確認してください(※)。これらの区域等にお住まいの方は土砂災害からの避難が必要です。

※ハザードマップについては自治体にお問い合わせ下さい。土砂災害警戒区域等に関する情報は国土交通省砂防部のウェブサイトなどからも確認できます。



豪雨になる前に早めの避難行動を

大雨時には早めの避難

崖下や溪流沿いなどに住んでいる方は、大雨の際や土砂災害警戒情報が発表された時には、早めに近くの避難所などの安全な場所に避難しましょう。



土砂災害から命を守るために

夜間に大雨が予想されるときは

暗くなる前に避難



夜間に大雨が予想される際には、暗くなる前に避難をすることがより安全です。自治体の避難勧告などの情報に注意して早めの避難を心がけましょう。お年寄りなど災害時要援護者がいる場合は、移動時間を考えて早めの行動を心掛けましょう。

雨が降り出したら情報に注意

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時には「土砂災害警戒情報」が発表されます。雨が降り出したら、雨雲の動きや土砂災害警戒情報に注意しましょう。

土砂災害警戒情報はTV、ラジオ、インターネットの報道や、気象庁、国土交通省砂防部、各都道府県の砂防課などのウェブサイトを確認できます。



日頃の備え

早めの避難

どうしても避難が難しいときは

土砂災害の多くは木造一階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(例えば、がけから離れた部屋や二階など)に避難しましょう。



出典：国土交通省砂防部・気象庁ウェブサイトより

こうした現象は土砂災害の前兆現象です

こんな現象を見たら…聞いたら…早めに避難しましょう。

※ここに紹介した現象が、土砂災害発生の前兆現象の全てではなく、また、これらの現象が見られなくても土砂災害が発生する場合があります。

地すべり



土石流



がけ崩れ



主 な 論 点	現 状 と 課 題 ※以降、()は主な論点に対応しています。	具 体 的 取 組 ※3
<p>水位周知河川の指定の推進 (水防法第13条)</p>	<p>(1) 制度内容の把握 【水位周知河川】 水防法に基づき、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして、特別警戒水位(氾濫危険水位)を定めた河川 岩手県内で28河川32箇所指定済み (うち運用中:27河川31箇所) 【河川情報システム】 水位情報をリアルタイムで配信している</p> <p>(2) 制度内容の関係機関及び住民への周知 (関連:第1分科会)</p> <p>(3) 伝達手段(関連:第1分科会)</p> <p>(4) 水位周知河川の指定の推進</p> <p>(5) 映像情報の配信</p> <p>(6) 要配慮者利用施設の避難体制の確保 (関連:第2分科会)</p>	<p>(1) (2) 制度内容の周知 ① 関係機関、住民への制度内容の周知【県・市町村】 ・市町村の防災担当者が会する各種会議において、制度内容の周知を実施<継続(平成29年1月13日開催済)・強化> ・国、県、市町村長により構成する協議会を平成29年5月までに設立<新規> ・毎年出水期前に、県(出先公所)及び市町村の防災担当者による連絡会議の開催<新規> ・様々な住民説明会の場や県ホームページ上における、制度内容説明の充実<継続・強化></p> <p>②市町村への避難勧告等発令の支援【国・県・専門家】 ※第1分科会検討内容 ・「風水害対策支援チーム」(仮称)による市町村への避難勧告等発令の支援<新規> ・県から市町村長等へ助言等を直接伝達するための体制整備<新規></p> <p>③全庁をあげた防災体制の構築【市町村】 ※第1分科会検討内容 ・全庁をあげた防災体制の構築と、台風等に備えた早めの体制の切り替え<新規></p> <p>(3) 関係機関への伝達手段 ①伝達体制の強化【県・市町村】 ・河川管理者から市町村長等へ河川情報を直接電話連絡(ホットライン)する体制の整備<新規></p> <p>②水位到達情報の伝達手段の改善【県】 ・FAX混雑解消のため、FAX及びメール送信の活用<継続・強化> ・フリーズ対策のため、平成29年5月までに河川情報システムのサーバーを強化<新規> ・「いわてモバイルメール」への登録の促進<継続・強化></p> <p>(4) 水位周知河川の指定の推進【県】 ・指定区間の選定基準に「防災拠点(役場等)を含む区間」を追加<継続・強化> ・平成29年12月までに、市町村と調整し、水位計の設置計画、水位周知河川の指定5カ年計画(平成33年度まで目指す)を作成し、指定を推進する。<新規> ・小本川において平成29年5月までに水位周知河川指定<新規> ・平成29年度に関口川の水位計移設を実施し、水位周知河川の運用を再開<継続></p> <p>(5) (6) 水位情報の避難への活用 ①洪水時に住民等へ提供する情報の充実【県・市町村】 ・水位周知河川の基準観測所へ水位監視カメラの設置の推進<新規> ・平成29年度までに水位監視カメラを水位周知河川指定の33箇所へ設置<新規> ・簡易に水位を目視確認できる量水標の設置の推進<継続・強化> ・市町村独自の取組(水位計、量水標、水位監視カメラ等の設置等)の促進<継続・強化></p> <p>②要配慮者施設の避難体制の把握及び説明会の実施【国・県】 ・平成29年3月までに県内全ての要配慮者利用施設(※4)を対象に説明会の実施<新規> ※4:要配慮者施設とは、台風第10号の災害を踏まえ、厚生労働省所管(高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等)施設とする。</p>
<p>洪水浸水想定区域の指定の推進 (水防法第14条)</p>	<p>(1) 制度内容の把握 【洪水浸水想定区域】 水防法に基づき、洪水予報河川(国管理)、水位周知河川について、想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に想定される浸水域、水深を示して指定するもの 岩手県内で16河川指定済み</p> <p>(2) 制度内容の関係機関及び住民への周知 (関連:第1分科会)</p> <p>(3) 被災実態の把握</p> <p>(4) 洪水浸水想定区域指定の推進</p> <p>(5) 要配慮者利用施設の避難体制の確保 (関連:第2分科会)</p>	<p>(1) (2) 制度内容の周知 ・制度が関係機関、住民に十分に理解されていない(※1、※2)</p> <p>(3) 被災実態の把握 ・台風10号等これまでの被災実態を把握する必要がある</p> <p>(4) 洪水浸水想定区域指定の推進 ・洪水浸水想定区域指定済みの区間において、H27の水防法改正に伴い国が先行して公表した想定最大規模の洪水浸水想定区域と差異が生じている箇所があり、これを解消する必要がある ・近年の度重なる豪雨災害により、指定が必要な河川が増加している</p> <p>(5) 浸水想定避難への活用 ・要配慮者利用施設における避難体制を把握する必要がある</p>
<p>タイムラインの作成 (水防法第13条関連)</p>	<p>(1) 防災行動 (関連:第1分科会)</p> <p>(2) 「タイムライン」の作成</p>	<p>(1) (2) 防災行動計画「タイムライン」の作成【県・市町村】 ・平成29年度より、水位周知河川において県と市町村が連携し運用を開始 <新規></p>

※1: 出典 平成28年12月6日 岩手県防災会議幹事会議 第1回地域防災体制分科会資料より

※2: 出典 平成28年8月29日 北上川上流洪水減災対策協議会 「北上川上流の減災に係る取組方針」より

※3: 具体的取組 : 【 】内は想定される実施主体。 <新規>は分科会での検討を踏まえた新たな取組。 <継続・強化>は分科会での検討を踏まえ強化する取組。

新たな風水害に対応した河川及び土砂災害防災に係る具体的取組一覧

平成 29 年 2 月 17 日 県土整備部砂防災害課

主な論点		現状と課題 ※1	国における対応状況	本県における取組 ※2	
1	土砂災害警戒区域優先指定箇所の選定及び効率的な基礎調査の実施	<p>○優先順位の考え方 ○膨大な未調査箇所を抱える中で土砂災害の恐れのある区域を速やかに明らかにし住民側へ伝える手段 など</p>	<p>(1) 県内の土砂災害危険箇所数は 14,348 箇所、このうち 1 月末時点における土砂災害警戒区域の指定は 4,727 箇所 (32.9%) と 指定率が低い状況</p> <p>(2) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者施設は 337 施設 (H22 調査時点)、このうち 1 月末時点で 249 施設 (73.9%) の基礎調査を終え、161 施設 (47.8%) が指定済</p> <p>(3) 早期指定完了に向けて計画的かつ効率的に基礎調査を進める必要があるが、特に台風第 10 号の教訓等を踏まえ、要配慮者利用施設対策に重点的に取り組む必要</p> <p>(4) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について、既存データが 5 年以上経過しているため、現況施設数等を再確認する必要</p> <p>(5) 市町村において、指定後の警戒避難体制の整備が遅れている状況</p>	<p>(1) 平成 31 年度までに基礎調査及び調査結果の公表完了を目標 (全ての土砂災害危険箇所が対象)</p> <p>(2) (3) (4) 各都道府県等に対し、要配慮者利用施設に対する土砂災害対策の重点的实施及び連携の強化等について、国土交通省ほか関係省庁連名で通知</p> <p>〔『土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について (H27. 8. 20 付)』〕</p> <p>(5) 市町村に対して、指定後の警戒避難体制の整備を義務化 (土砂災害防止法第 8 条)</p>	<p>(1) 平成 31 年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了 【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算を別枠で優先的に確保し従来の約 2 倍のペースで調査を進め、国が目標とする平成 31 年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了させる《継続・強化》 <p>(2) (3) 要配慮者利用施設が立地する箇所における基礎調査及び土砂災害警戒区域の指定を優先実施 【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の動向等を踏まえ、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先し平成 29 年度までに基礎調査を完了させ、順次公表及び区域指定を進める《継続・強化》 <p>(4) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について現況施設数等を再確認し今後の施策に反映 【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について、県保健福祉部局等と連携のうえ平成 28 年度中に最新の施設数や種別等を再確認し、今後の施策に反映させる《新規》 <p>(5) 警戒避難体制の整備促進 【県・市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村における警戒避難体制の整備状況 (地域防災計画への反映や土砂災害ハザードマップの作成状況等) について、年 1 回、進捗管理を行い、各種会議等の場で公表し情報共有を図るとともに、未整備の市町村に対して早期の整備を強力に要請していく《新規》
2	要配慮者利用施設等に対する土砂災害関連情報の効果的な周知	<p>○周知内容 ○周知方法 ○周知体制 など</p>	<p>(1) 県では、様々な防災情報 (※) を公表・提供しているが、必ずしも住民の迅速かつ自主的な避難行動に結びついていない状況 (※土砂災害警戒区域等の公表、土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度参考情報の提供等)</p> <p>(2) 住民側が防災情報を正しく判断し有効に活用できるよう、「行政側の知らせる努力と住民側の知る努力」すなわち「防災知識の普及・啓発」に、より一層取り組む必要</p> <p>(3) 特に、緊急時に自力で避難することが困難な要配慮者利用施設への対策が喫緊の課題</p>	<p>(1) (2) (3) 国土交通省では、台風第 10 号災害の教訓等を踏まえ、厚生労働省・各自治体と連携し、要配慮者利用施設の管理者等に対して「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会 (仮称)」を全国で開催する計画</p>	<p>(1) (2) (3)</p> <p>① より分かり易い防災情報の提供 【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対してより分かり易い防災情報を提供するため、県のホームページ上で公表している土砂災害危険度参考情報等 (※3) の地図情報や操作性等を改善する [最新の国土地理院地図の使用、画面切替時の操作性向上など] (平成 28～29 年度)《新規》 <p>② 要配慮者利用施設等に対する更なる防災知識の普及・啓発 【国・県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者が災害のリスクを適切に把握するとともに避難の判断とするための防災情報の入手や避難計画の作成等について理解を深めていただくことを目的に、国及び県保健福祉部局等と連携し平成 29 年 3 月までに「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」を開催する《新規》 <p>③ 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設への注意喚起 【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて実施している土砂災害危険箇所点検パトロールについて、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先点検箇所として位置付け、施設管理者との合同点検を実施するとともに、点検結果や県等が公表している防災情報の活用方法等について個別に説明する (平成 29 年度～)《継続・強化 (一部新規)》 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設に対して、毎年 1 回、土砂災害への注意喚起を促すダイレクトメールを送付する《継続》

※1 「現状と課題」の(1)～(5)は、「国における対応状況」及び「本県における取組」の(1)～(5)にそれぞれ対応。

※2 本県における取組：【 】内は想定される実施主体。 《新規》は分科会での検討を踏まえた新たな取組。 《継続・強化》は分科会での検討を踏まえ強化する取組。

※3 降雨量に応じた土砂災害発生の危険度を地図上 5km メッシュ単位 (市町村は 1km 単位で閲覧可能) で 5 段階に色分けして表示。土砂災害発生の危険性の高いエリアや切迫性を把握できるため警戒避難の際の参考となるもの。

● 岩手県防災会議幹事会議河川・土砂災害防災分科会 ●

委 員 名 簿

東北地方整備局岩手河川国道事務所 副所長 三浦 義昭

仙台管区气象台盛岡地方气象台 防災管理官 藤原 政志

総務部 総合防災室長 石川 義晃

県土整備部 副部長兼県土整備企画室長 平野 直

県土整備部 河川港湾担当技監 八重樫 弘明

県土整備部 河川課総括課長 高橋 正博

県土整備部 砂防災課総括課長 檜山 護

一般社団法人岩手県建設業協会 専務理事 佐々木 幸弘

岩手県河川海岸協会 一関市建設部治水河川課次長兼課長 那須 勇
